

西条農業革新都市総合特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日
内閣総理大臣決定〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

現在実施している先進技術の導入等を通じた農業分野における革新を目指す取組を踏まえ、本地域では、農業者や企業など様々なプレイヤーが有する強み（技術力、情報力、資金力、マーケティング力等）を結集して取組を進めることにより、農業分野へ顧客志向や他産業のノウハウを取り入れ、生産性の高いビジネスモデルを構築し、ひいては、わが国農業分野の総合力を向上させ、世界に通用する産業へ発展させるとともに、食の安全保障体制の確立へと繋げていくことを目標とする。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

生産者が一経営体として自立可能な所得を得ることができ、意欲を持って安定的に営農活動が継続できる仕組みを構築するためには、以下の2つの観点から取り組むことが必要である。

① 農産物販売金額の増加

新たな販路の拡大及び産地への食産業の集積による農産物販売金額の増加が必要。

② 農業生産の低コスト化

先進技術を用いた省力化の効果を最大限発揮するための集約された大規模農地の確保や、地域の農業水利施設を活用した小水力発電の円滑な導入が必要。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① 農産物販売金額の増加の解決策

地元JAと企業の共同出資によって設立された企業などが、積極的に農商工連携に取り組むとともに、農業者の所得向上に資する新たな効果を創出するために、生産に加えて加工・流通までの食関連企業の誘致・参入を促進し、産地そのものの総合6次

産業化都市の形成を図る。

② 農業生産の低コスト化

本特区内にまとまって存在する未利用国有農地（約13.6ha）を有効活用し、先進技術を用いた生産の省力化を推進するとともに、土地改良区が積極的に小水力発電設備の設置に係る一連の業務について主体的に取り組むことができるよう、企業との連携によるノウハウ拡充のモデルを構築するなどの環境整備を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。